

滋賀県指令住第

006757号

東近江市佐野町401番地1 202号

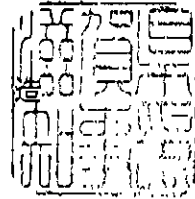
有限会社山口ハウジング 代表取締役 山口誠一

平成 30年 8月 10日 付けで申請のありました開発行為許可申請は、都市計画法第29条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成 30年(2018年) 9月21日

滋賀県知事

三日月 大



記

1. 開発区域の名称

愛荘町豊満字砂川原1268番2

(外 5 筆)

2. 開発区域の面積

9,123.58 m²

3. 建築予定物の用途

分譲宅地

4. 許可条件

別紙のとおり

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 なお、不服の理由が鉱業、採石業または砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。なお、この場合には、この処分についての公害等調整委員会の裁定に対してのみ取消しの訴えを提起することができます。